

## 申請に対する処分の審査基準（行政手続法）

担当部署：都市整備部建築課 No.077

処 分 名	低炭素法 軽微変更該当証明書
処 分 の 概 要	二酸化炭素の排出の抑制に資する計画に基づき建築され認定を受けた低炭素建築物について、軽微な変更があった場合は、建築主の申請に対し、低炭素建築物新築等計画についての軽微変更該当証明書の交付を行うものです。
根拠法令等・条項	都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則 （平成 24 年国土交通省令第 86 号） 第 46 条の 2
審 査 基 準	都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成 24 年国土交通省令第 86 号）の基準によるものとします。
標準処理期間	14 日
設定年月日	平成 29 年 4 月 1 日（最終改正：令和 2 年 4 月 1 日）
申請時期	随時
申請方法	本庁 4 階建築課窓口への提出
備 考	・ ホームページのリンク先（関連）： <a href="http://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/kenchiku/tetsuduki/teitansonintei.html">http://www.city.kasukabe.lg.jp/machi/kenchiku/tetsuduki/teitansonintei.html</a>

根拠法令及び  
関係法令等の抜粋

■都市の低炭素化の促進に関する法律  
(軽微な変更に関する証明書の交付)

第四十四条 法第五十五条第一項 の国土交通省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 低炭素化のための建築物の新築等に関する工事の着手予定時期又は完了予定時期の六月以内の変更
- 二 前号に掲げるもののほか、建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能を向上させる変更その他の変更後も認定に係る低炭素建築物新築等計画が法第五十四条第一項 各号に掲げる基準に適合することが明らかな変更(同条第二項 の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た場合には、建築基準法第六条第一項 (同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)に規定する軽微な変更であるものに限る。)